



目 次	ページ
告 示	
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○地域森林計画の定め (森づくり推進課)	1
○地域森林計画の変更 (3件) ( " )	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 (2件) ( " )	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
◎「高知県電子申請サービス」に係る使 用料等の指定代理納付者の指定 (会計管理課)	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正す る規則	2

-----  
告 示  
-----

高知県告示第1092号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称  
薬局機能等に関するアンケート
- 調査の目的  
県内の薬局機能を調査し、地域包括ケアシステムの構築に活用するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
県内全域
  - 単位  
店舗
  - 属性  
保険薬局
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - 報告を求める事項  
ア 保険薬局の基礎的な情報

- イ 地域連携活動等への参加に関する意向
- ウ 一般用医薬品の取扱いについて
- エ 薬薬連携の取組について
  - その基準となる期日  
調査日現在
- 報告を求める者
  - 数  
約400店舗
  - 選定方法  
高知県薬剤師会が作成したリストによる全数
- 報告を求めるために用いる方法
  - 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。
  - 調査方法  
オンラインによる調査
- 報告を求める期間
  - 調査の周期  
1回限り
  - 調査の実施期間  
令和4年1月7日から同月28日まで

高知県告示第1093号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により四万十川地域森林計画を令和3年12月23日に定めたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第1094号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和2年12月高知県告示第998号で告示した高知地域森林計画を令和3年12月23日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第1095号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和2年12月高知県告示第999号で告示した安芸地域森林計画を令和3年12月23日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第1096号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和2年12月高知県告示第1000号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を令和3年12月23日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第1097号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡中土佐町大野見榎ノ川396の1、396の2、401、403、405
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第1098号

室戸市室戸岬町の一部地区、須崎市西糺町及び東糺町地区、香南市野市町下井ウノ丸及びムノ丸の各一部地区、安芸郡奈半利町丸山地区、安芸郡安田町西ノ川及び正弘の各一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区、高岡郡越知町横畠中の一部地区及び長者地区並びに高岡郡四万十町寺野及び檜生原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

- 調査を行った者の名称

- (1) 室戸市
  - (2) 須崎市
  - (3) 香南市
  - (4) 奈半利町
  - (5) 安田町
  - (6) 中土佐町
  - (7) 越知町
  - (8) 四万十町
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 室戸市室戸岬町の一部  
平成28年度から令和元年度まで
  - (2) 須崎市西糺町及び東糺町  
平成30年度及び令和元年度
  - (3) 香南市野市町下井ウノ丸及びムノ丸の各一部  
平成29年度から令和元年度まで
  - (4) 安芸郡奈半利町丸山  
平成25年度及び平成26年度
  - (5) 安芸郡安田町西ノ川及び正弘の各一部  
平成29年度から令和元年度まで
  - (6) 高岡郡中土佐町久礼の一部  
平成30年度及び令和元年度
  - (7) 高岡郡越知町横島中の一部及び長者  
平成30年度及び令和元年度
  - (8) 高岡郡四万十町寺野及び檜生原の各一部  
平成29年度から令和元年度まで
- 3 成果の名称
- (1) 室戸市地籍図及び地籍簿
  - (2) 須崎市地籍図及び地籍簿
  - (3) 香南市地籍図及び地籍簿
  - (4) 奈半利町地籍図及び地籍簿
  - (5) 安田町地籍図及び地籍簿
  - (6) 中土佐町地籍図及び地籍簿
  - (7) 越知町地籍図及び地籍簿
  - (8) 四万十町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日  
令和3年12月28日

**高知県告示第1099号**

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和3年7月高知県告示第484号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年5月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第1100号**

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和3年8月高知県告示第719号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年11月15日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第1101号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年12月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐下家地字下ヲソゴイ2301番1から 四万十市西土佐下家地字ヲソゴエ693番1まで	前	2.8 }	314
	後	13.8 }	314
		60.3	

**高知県告示第1102号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者を次のとおり指定したので、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第41条の3第2項の規定により告示する。

令和3年12月28日

高知県知事 濱田 省司

指定代理納付者		指定代理納付者に 納付させる歳入	指定期間
所在地	名称		
大阪府大阪市 北区大深町4 番20号 グラ ンフロント大	株式会社エフ レジ	「高知県電子申請 サービス」による インターネットを 利用して納付され	令和3年 11月30日 から令和 4年3月

阪タワーA		る使用料及び手数料並びに実費を勘案して定めた費用	31日まで
-------	--	--------------------------	-------

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第10号**

**高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（教諭等及び事務職員の標準的な職務の内容）

**第5条の2** 高知県教育長（以下「教育長」という。）は、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭及び講師をいう。以下この項において同じ。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

第16条中「高知県教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。